

○ 労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件

(平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号)

改 正 案

附 則

(新設)

現 行

第〇条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第二百二十九号）附則第二十一条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条及び第二条の規定の適用については、第一条中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農林水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第二百二十九号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次条において同じ。）」と、第二条中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社」とする。